

避難指示 来月12日解除

帰還困難区域内 居住地域は初

政府は16日、東京電力福島第一原発の事故で、福島県葛尾村に指定した「帰還困難区域」の一部について6月12日に解除する方針を決めた。道路や鉄道周辺を除き、居住地域での解除は初。ただ、事故後しばらく国は「将来にわたり居住を制限する」としたため、ふるさとへの帰還を早々にあきらめた住民は多い。復興に向けた道は険しい。

政府方針

▼3面＝重い11年

の周辺や北西の7市町村に及んだ。境界にはバリケードが設置され、住民の立ち入りは規制された。

政府は2011年12月、福島の復興については帰還困難区域を除いた避難指示区域を優先する方針を決めた。帰還困難区域を除外して解除すると決めたのは16

年8月になってからだ。その4年余りの間、避難先などへの移住が進んだ。

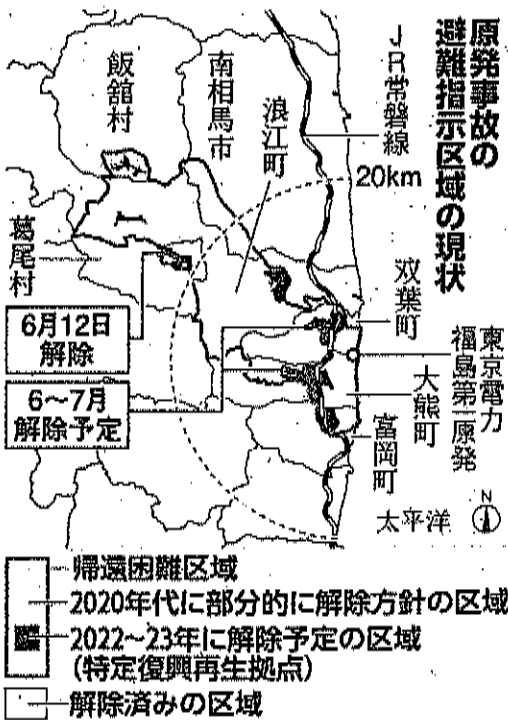
葛尾村では事故直後、全域に避難指示が出された。16年に、帰還困難区域よりも放射線量の低い区域は解除されたが、戻った住民は3割弱にとどまる。

政府は帰還困難区域の解除に向け、昨年11月末から「準備宿泊」ができるようにした。しかし、実際に応募したのは2世帯4人だった。

国との協議後の会見で篠木村長は「解除でスタートラインに立ったと思うている。時間の経過とともに、マイナス要素がいっぱい出てきている」と語った。

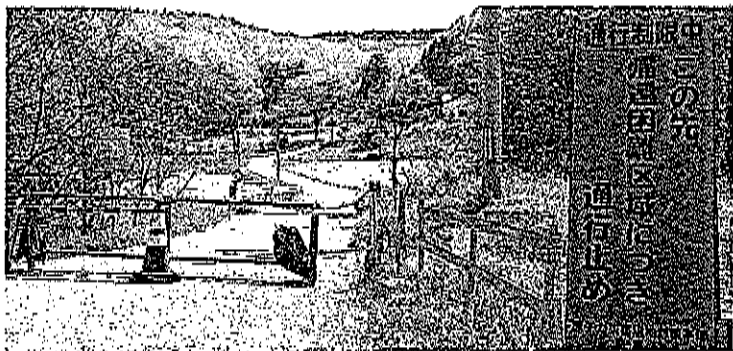
政府は近く原子力災害対策本部（本部長・岸田文雄首相）会議を開き、解除を正式決定する。葛尾村に続き、原発が立地する双葉、大熊両町でも6、7月に解除される見通しだ。

（今泉英、編集委員・大月規義）



解除されるのは葛尾村の野行地区で、対象は30世帯82人。16日に政府の原子力災害現地対策本部長の石井正弘・経済産業副大臣と篠木村長らが同村で協議

し、解除日を決めた。放射線量が下がったと判断した。帰還困難区域は、放射線量が避難指示を出す基準（年20ミリシーベルト）の2・5倍を超えた地域。原発



帰還困難区域にある立ち入り制限の看板＝15日、福島県葛尾村